

公立鳥取環境大学の進級に関する規程

平成28年4月1日
公立鳥取環境大学規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第39条の2第3項の規定に基づき、公立鳥取環境大学の進級要件に関し必要な事項を定めるものとする。

(修得単位数)

第2条 進級は、以下の各号を全て満たしていなければならない。

- (1) 総修得単位数が44単位以上であること。
- (2) 人間形成科目の修得単位数が22単位以上であること。
- (3) 経営学部においては、学部基礎科目の修得単位数が14単位以上であること。

(進級判定)

第3条 進級の判定は当該年度の学年末とし、教務委員会で審議し、教授会の議を経て、学長が決定する。但し、再度の進級の判定は在学期間が4年に達する学期末に行うことができる。

2 進級の判定は、在学期間が通算して1年6ヶ月以上の学生を対象とする。

(通知)

第4条 進級できない学生への通知は、決定後速やかに文書にて行う。

(委任)

第5条 この規程の定めるもののほか、進級等に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第14号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第10号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。